

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 フォローアップセミナー

2022年4月

財務省関税局経済連携室

財務省関税局原産地規則室

財務省・税関EPA原産地センター



目次

I. RCEP協定の現状

- 1 RCEP協定発効後の各締約国の状況
- 2 RCEP協定の日本における利用状況

II. RCEP協定の利用でご留意いただきたい点

- 1 よくある申告誤り
- 2 不備のある原産地証明書等の取扱い
- 3 原産地証明書上の原産性の基準
- 4 RCEP原産国
- 5 事後確認

III. 各種制度の紹介

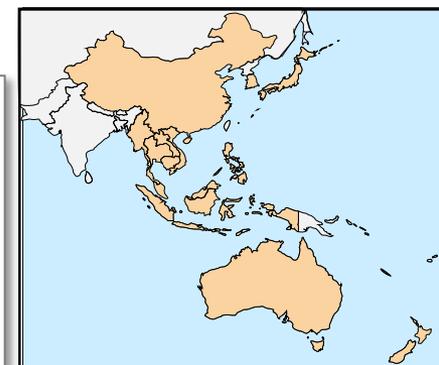
- 1 輸入者自己申告制度の利用方法
- 2 原産地に係る事前教示制度
- 3 RCEP締約国の事前教示制度

IV. その他

I -1 RCEP協定発効後の各締約国の状況

経緯

- 2012年11月、RCEP交渉立上げを宣言。
- 2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会に署名。
- 2022年1月1日に10か国間※で発効。
(※日本、中国、豪州、NZ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム)
- 2月1日に韓国について発効。3月18日にマレーシアについて発効。



意義

- 本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

※ インド（2019年11月以降交渉不参加）については、復帰を働きかけたが、一昨年の署名に不参加。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定（インド以外の国は発効後18か月を経過した後のみ加入可）。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を発出。

対象分野

物品の貿易／原産地規則／税関手続及び貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格、強制規格及び適合性評価手続／貿易上の救済／サービスの貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済協力及び技術協力／政府調達／紛争解決 等

参加国

ASEAN10か国
(ブルネイ、カンボジア、
インドネシア、ラオス、マレーシア、
ミャンマー、フィリピン、
シンガポール、タイ、ベトナム)、
日本、中国、韓国、豪州
及びニュージーランド
(NZ)

- 人口
22.7億人（2019年）
（世界全体の約3割）
- GDP
25.8兆米ドル（2019年）
（世界全体の約3割）
- 貿易総額（輸出）
5.5兆米ドル（2019年）
（世界全体の約3割）

I -1 RCEP協定発効後の各締約国の状況

関税引下げについて・・・該当する年の初日に行う。

日本において、本年4月1日に2回目の関税引下げを実施。

対象国	関税引下げの期間
日本、インドネシア、フィリピン	1年目については、協定の発効日からその後の最初の3月31日までの期間。 その後の各年は4月1日～3月31日までの期間。
豪州、ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、NZ、シンガポール、タイ、ベトナム	1年目については、協定の発効日からその後の最初の12月31日までの期間。 その後の各年は1月1日～12月31日までの期間。



未発効国であるインドネシア、フィリピン、ミャンマーについては、現在、RCEP協定の発効に向けた手続中。当該国が批准書等をASEAN事務局長に寄託してから60日後に、協定の効力が生じる。

また、発効後の関税引下げについては、RCEP協定発効日である2022年1月1日に開始したものとみなされる。

例) 2022年7月1日に、インドネシアについて発効した場合、

インドネシアの原産品に対する日本のRCEP税率：引下げ2年目の税率

日本の原産品に対するインドネシアのRCEP税率：引下げ2年目の税率

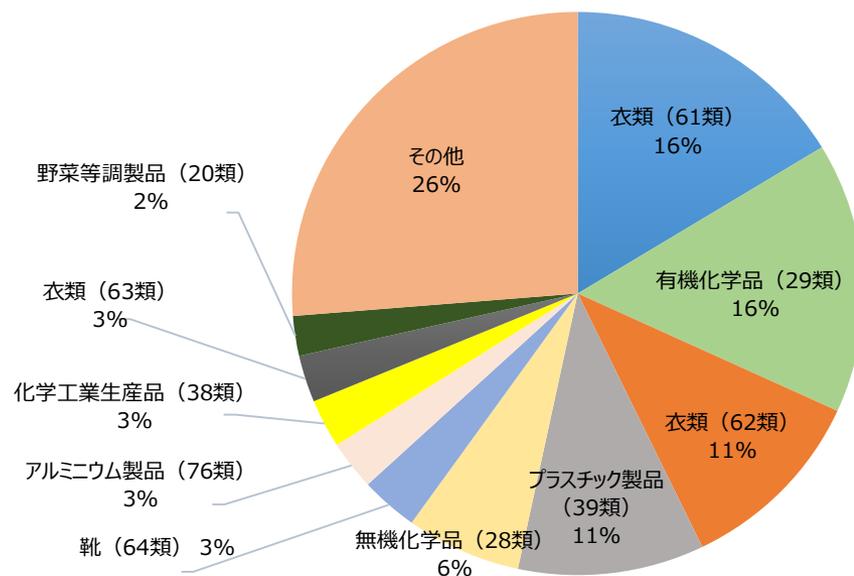
I - 2 RCEP協定の日本における利用状況

- 2022年1月1日の発効以降、各税関において円滑に利用されている。
- RCEP税率適用輸入金額全体のほとんどが**中国来の貨物（93.7%）**。
- 中国については、発効後2か月（1月1日～2月28日）のRCEP税率適用額は**2,727億円**。品目別では、**①衣類、②化学品、③プラスチック製品**の順。
- 韓国については、発効後1か月（2月1日～28日）のRCEP税率適用額は**122億円**。品目別では、**①プラスチック製品、②化学品、③銅製品**の順。

RCEP税率適用輸入金額（億円） （2022年1月1日～2月28日）	
中国	2,727(93.7%)
韓国	122
ベトナム	41
タイ	17
NZ	2
カンボジア	0.3
豪州	0.2
シンガポール	—
ブルネイ	—
ラオス	—
合計	2,910

注：韓国については、2022年2月分のみ。

RCEP税率適用上位10品目（適用額ベース）
（2022年1月1日～2月28日）



出所：経済連携協定別時系列表
（財務省貿易統計HP掲載）より作成

目次

I. RCEP協定の現状

- 1 RCEP協定発効後の各締約国の状況
- 2 RCEP協定の日本における利用状況

II. RCEP協定の利用でご留意いただきたい点

- 1 よくある申告誤り
- 2 不備のある原産地証明書等の取扱い
- 3 原産地証明書上の原産性の基準
- 4 RCEP原産国
- 5 事後確認

III. 各種制度の紹介

- 1 輸入者自己申告制度の利用方法
- 2 原産地に係る事前教示制度
- 3 RCEP締約国の事前教示制度

IV. その他

II -1 RCEP協定でよくある申告誤り

➤ 採用する証明区分の入力誤り

例：第三者証明制度の原産地証明書による申告を、誤って輸出者による原産品申告書として申告

➤ RCEP原産国の入力誤り

例：韓国原産品でRCEP原産国も韓国である貨物について、誤ってRCEP原産国 = 中国として申告



(参考) NACCS 原産地証明書識別コードの入力体系

原産地証明書識別（4桁） = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分		貨物の種類		
R C	RCEP協定（中国）	T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	E P A	4	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【CO等を提出】
R K	RCEP協定（韓国）	A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）		5	少額扱い貨物【CO等提出なし】
R A	RCEP協定（オーストラリア）	P	製造者による原産品申告書		7	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物
R N	RCEP協定（ニュージーランド）	E	輸出者による原産品申告書			
R 1	RCEP協定（シンガポール）	I	輸入者による原産品申告書			
R 2	RCEP協定（ブルネイ）	O	原産地証明書等の提出が不要な場合			
R 3	RCEP協定（カンボジア）					
R 4	RCEP協定（ラオス）					
R 5	RCEP協定（タイ）					
R 6	RCEP協定（ベトナム）					
R 7	RCEP協定（マレーシア）					
R 8	以下発効順にR8からR0（ゼロ）までを付番					
R 9						
R 0						

※インドネシア、ミャンマー、フィリピンについては、発効順にR8からR0までを付番予定。

Ⅱ-2 不備のある原産地証明書等の取扱い

原産地証明書等（原産地証明書、原産地申告又は原産品申告書）については不備がないことが原則になりますが、記載事項漏れなど軽微な誤りと判断できるものについては、日本税関では、原産地証明書等の真正性に疑義はなく、輸入貨物の原産性が確認できる限り、有効なものとして取り扱います。

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

不備のある（EPA/GSP）原産地証明書等の取扱い

原産地証明書又は原産品申告書については、記載事項漏れなど不備がないことが原則になりますので、輸入申告にあたっては、各原産地証明書の記載要領をご参照ください。

記載事項漏れなどの不備があった場合でも、原産地証明書等の真正性に疑義はなく、輸入貨物の原産性が確認できる限り、税関で軽微な誤りと判断し、原産地証明書等は有効と取り扱います。

◦ <重要>「不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱い」について（ご利用になる前にお読みください。）

◦ 不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

◦ 不備のある一般特惠(GSP)原産地証明書等の取扱い

輸入申告前に原産地証明書等を確認し、不備が見つかった場合は、こちらを御覧ください。

不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

別紙2

○不備のある原産地証明書等が有効とされた場合においても、次回以降は、誤謬等の不備のない原産地証明書等を提出するようにしてください。

○原産地証明書等が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の条件を満たしていないことが明らかになった場合には、通関後であってもEPA特惠税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】

令和4年1月1日現在

分析	記載項目	不備の内容	留意点	
	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語以外による記述	原則無効	国名表記、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)
原産地証明書	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特惠（GSP）原産地証明書を入平した場合)	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。
		記載事項が省略を有さない旨によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書		
		原本でない原産地証明書の提出		
		有効期間が経過した原産地証明書		
		印影の脱落		災害その他やむを得ない理由がある場合は有効。

～ よくある不備のご相談 ～

原産地証明書等のHS番号の相違について

原産地証明書等に記載されているHS番号と日本における輸入通関時に適用されるHS番号に相違がある場合、どうすればよいか？

次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、輸入貨物がRCEP協定上の原産品であることに特段の疑義が認められなければ、有効な原産地証明書等と認められます。

(1) 相違がHSのバージョンが異なることに起因する場合

- － (参考) 輸入申告の際の適用税番は2022年版のHS番号に基づく。
RCEP協定の原産地証明書等に記載されるHS番号は2012年版のHS番号。

(2) 原産地証明書等に記載された原産地基準が「WO」（完全生産品）又は「PE」（原産材料のみから生産される産品）である場合

- － 「WO」「PE」は、製品のHS番号が異なったとしても、その原産地規則の適用に影響がありません。

(次ページへ続く)

Ⅱ-2 不備のある原産地証明書等の取扱い

(前ページからの続き)

(3) 原産地証明書等に記載された原産地基準が「CTC」、「RVC」、「CR」（品目別規則を満たす産品）であって、輸入申告における適用税番と原産地証明書等に記載されたHS番号に対応する**品目別規則が同じ**である場合

－ 「品目別規則が同じ」に当たる場合の例

- 原産地証明書等の記載 = HS番号 0910.91 / 原産地基準 **RVC**
- 日本での輸入申告における適用税番 = 2103.90

第0910.91号	品目別規則	CC又は RVC40
第21.03項	品目別規則	CC又は RVC40

－ 「品目別規則が同じ」に当たらない場合の例

- 原産地証明書等の記載 = HS番号 61.03 / 原産地基準 **CTC**
- 日本での輸入申告における適用税番 = 62.03

第61類	品目別規則	CC
第62類	品目別規則	CC



原産地証明書等に「CTC」と記載されているとき、産品が第61類の場合は「CC」、つまり「生産に使用された全ての非原産材料と産品のHS番号（第61類）との間に2桁番号の水準で変更が行われている」ということを意味しています。したがって、第62類の品目別規則「CC」で使用が認められないこととなる第62類の非原産材料が使われている可能性があります。この場合でも、第62類の材料が生産に使用されていないことを客観的な資料で示すことができれば、原産地証明書等は有効と認められます。

(4) 資料に基づいてRCEP協定上の原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）

Ⅱ-3 原産地証明書上の原産性の基準

輸入者



第三者証明制度の原産地証明書の原産性の基準に、PE（原産材料のみからなる産品）と記載されているが、輸出者から、同産品の生産に使用された材料が原産材料であることの情報を得られない。どうしたらいいですか？

原産地証明書を提出してRCEP協定税率を適用する場合、証明書に不備がない場合は疎明資料の提出は不要ですが、この場合でも、日本税関は輸入者に、特恵関税の直接便益を受ける者として輸入申告時に貨物が原産品であるかの確認をお願いしております。

原産地証明書の記載内容について確認できない場合であっても、
輸入通関時、原産地証明書を提出し、RCEP協定税率の適用を要求することは可能です。

 **ただし・・・**

事後確認で原産品であることが確認できなければ、
事後にRCEP協定税率の適用を否認される可能性があります。

Ⅱ-3 原産地証明書上の原産性の基準

(前ページからの続き)

輸入通関時、貨物が原産品であることを明らかにする資料を添付し、異なる原産地基準を適用するものとして申告することも可能です。

- 貨物によっては、「**原産材料のみからなる産品**」又は「**品目別規則を満たす産品**」のどちらでも原産性の証明が可能な場合もあります。
 - ➡ 「品目別規則を満たす産品」であることを示す方が、証明負担が軽い場合も多くあります。
- 原産地基準「**原産材料のみからなる産品 (PE)**」としては確認できないが、「**品目別規則を満たす産品 (CTC・RVC・CR)**」を満たすことを示す資料は入手できる場合、
 - ➡ 入手した資料を輸入申告時に添付して提出し、RCEP協定税率の適用を要求することは可能です。
 - 日本税関は、原産地証明書及び添付された資料に基づき、「品目別規則を満たす産品」として、RCEP協定税率適用の可否を判断します。

II - 4 RCEP原産国

RCEP協定では、第3章(原産地規則)の規定による原産品かどうかの確認に加えて「**RCEP原産国**」を決定する必要があります。

- RCEP協定では、第3章（原産地規則）の規定により製品が原産品の資格を取得した国とは別に、第2・6条に規定される「**RCEP原産国**」を決める必要があります。
- 輸入締約国が相手国によって異なる関税率を設定している製品（税率差（次ページ参照）発生品目）の場合、複数ある税率のうち「**RCEP原産国**」に対する**関税率が適用されます**。

税率差発生品目（相手国によって異なる関税率を設定している製品）の例

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate			RCEP(アセアン/豪州/ニュージーランド)	RCEP(中国)	RCEP(韓国)
番号 H.S.code	基本 General		暫定 Temporary	WTO協定 WTO	WTO協定 WTO			
64.03		履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)						
6403.99		その他のもの						
		1 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。)						
		(2)その他のもの	80%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率					
		— その他のもの						
		— — 中底が19cmを超えるもの			30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率			
015		---- 紳士用のもの				20.3%	20.6%	

Ⅱ - 4 RCEP原産国

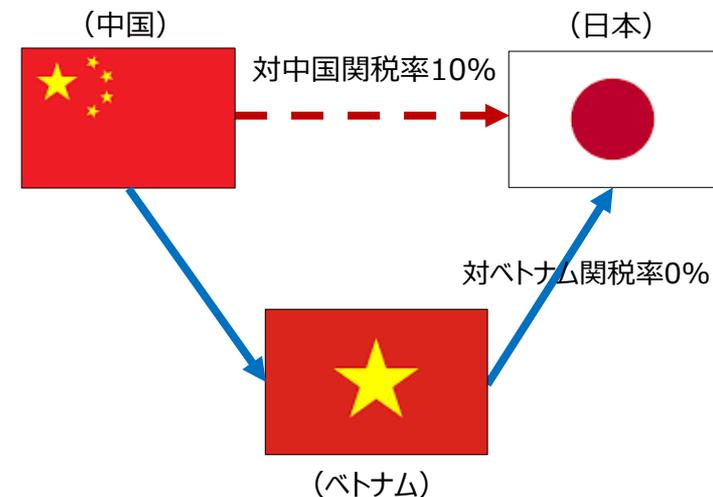
関税率の差異（税率差）とは

- RCEP協定では、輸入する原産品の種類及び輸入相手国によって適用される関税率が異なる場合があります。この「関税率の差異」は、RCEP協定第2・6条1の注において、輸入締約国が同一の原産品について適用する異なる関税上の待遇と定義されており、「税率差」と呼ばれます。
- 日本への輸入の場合、相手国に応じて、
 - ①対ASEAN・豪州・NZ
 - ②対中国
 - ③対韓国の3種類の税率を設定しており、税率差が発生している品目数は約2,700となっています。

税率差ルールの目的

- 税率差発生品目の場合、相手国によって適用される関税率が異なるため、低い税率が適用される締約国を意図的に経由して輸入する行為、いわゆる「迂回輸入」が発生することが考えられます。RCEP協定では、こうした行為を防ぐためのルールが第2・6条に設けられており、「税率差ルール」と呼ばれます。
- 輸入する産品が税率差発生品目である原産品の場合、「RCEP原産国」に対する関税率が適用されます（第2・6条6を適用する場合を除く）。「税率差ルール」は「RCEP原産国を決定するためのルール」でもあります。

イメージ図



RCEP原産国の決定

※RCEP協定に係る原産地の事前教示において、RCEP原産国についても回答しております（希望制）。

前提：RCEP原産国は、産品が原産品と認められるかの確認をした後に検討します。

決定のルール：

(1) 付録に掲げる100品目に該当する原産品の場合（第2・6条3）

日本国の譲許表の付録に掲げる特定の原産品（100品目）に該当する産品は、「原産品の資格を取得した国（＝輸出締約国）」における付加価値が20%以上である場合に限り、RCEP原産国は「原産品の資格を取得した国」となります。

◆確認書類：「原産品の資格を取得した国」の生産において付加された価値が確認できる資料

控除方式（第3・5条(a)）により算出する場合は、非原産材料の価額と産品のFOB価額がわかる資料
(例) 製造原価計算書、仕入書、支払記録等

(2) 付録に掲げる100品目に該当しない原産品の場合（第2・6条2）

日本国の譲許表の付録に掲げる特定の原産品（100品目）に該当しない場合、原則としてRCEP原産国は「原産品の資格を取得した国（＝輸出締約国）」となります。ただし協定第3・2条(b)の「原産材料のみから生産される産品」である場合は、「原産品の資格を取得した国」において「軽微な工程」（第2.6条5）以外の加工が行われた場合に限り、RCEP原産国は「原産品の資格を取得した国」となります。

◆確認書類：「原産品の資格を取得した国」の生産の内容を確認できる資料

(例) 製造工程表、生産指図書等

(3) (1)(2)でRCEP原産国が決定されない産品の場合（第2・6条4）

(1)で付加価値が20%未満である場合又は(2)で「原産材料のみから生産される産品」について軽微な工程しか行われていない場合、RCEP原産国は「最高価額の原産材料を提供した締約国」となります。

◆確認書類：「原産品の資格を取得した国」の生産に使用された原産材料を提供した国とその価額を確認できる資料

(例) 材料の原産地証明書、製造原価計算書、仕入書、支払記録等

(4) 輸入者が選択するルール（第2・6条6）

上記にかかわらず輸入者は以下のいずれかの税率の適用を求めることができます。

(a) 「原産材料を提供した締約国」に適用する税率のうち最高税率

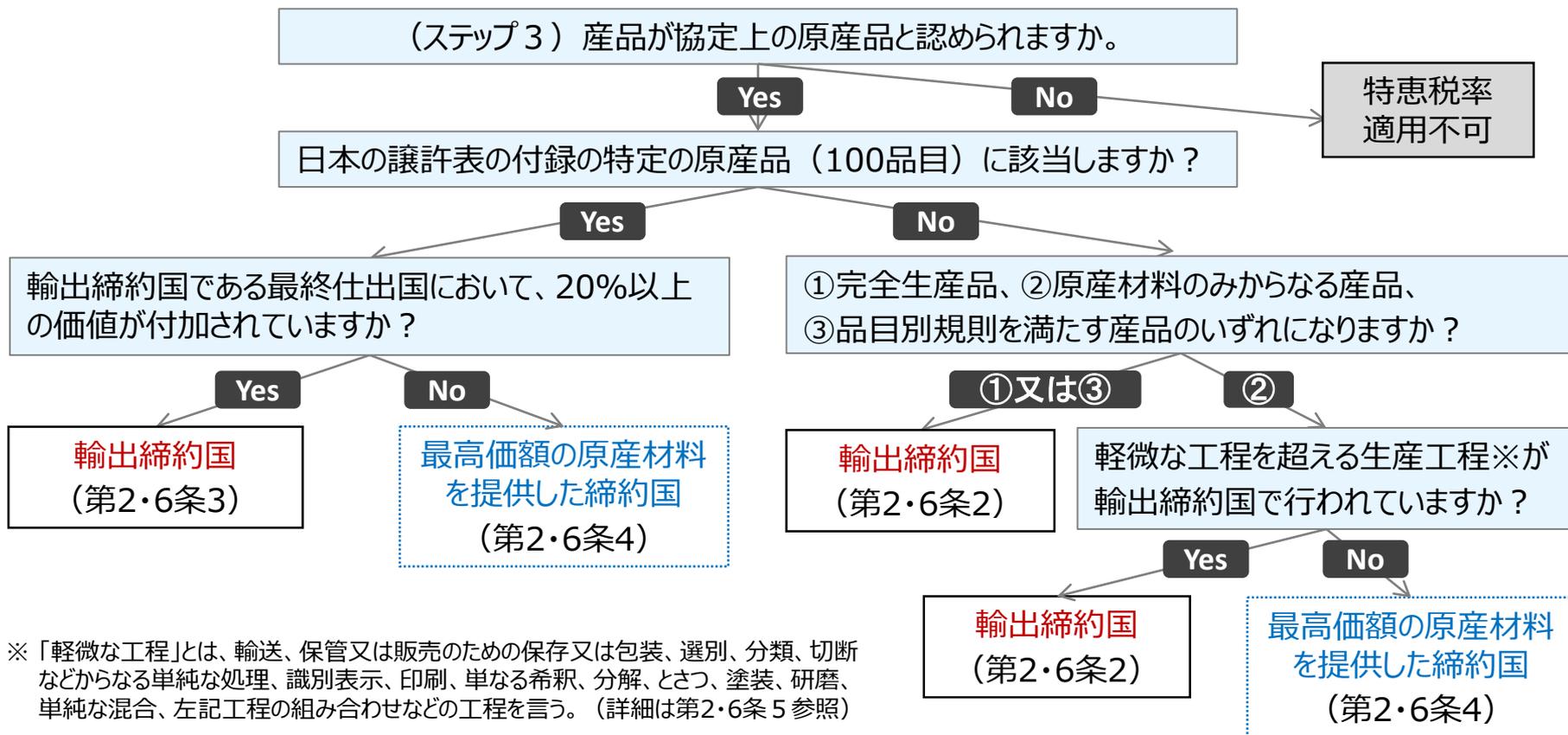
(b) 「全ての締約国」に適用する税率の中で最高税率

II - 4 RCEP原産国

日本への輸入時におけるRCEP原産国確認のポイント

- ステップ1 輸入しようとする製品の関税分類番号9桁を特定します。
- ステップ2 製品の輸出国に対してRCEP税率が設定されていることを確認します。
- ステップ3 製品が協定上の原産品と認められるかを確認します。
- ステップ4 以下のフローチャートに従ってRCEP原産国を決定します。

RCEP原産国の決定フローチャート ● 多くの場合、RCEP原産国は輸出締約国（原産品の資格を取得した国）と同一となります。



※「軽微な工程」とは、輸送、保管又は販売のための保存又は包装、選別、分類、切断などからなる単純な処理、識別表示、印刷、単なる希釈、分解、とさつ、塗装、研磨、単純な混合、左記工程の組み合わせなどの工程を言う。（詳細は第2・6条5参照）

輸入者は原産材料を提供した締約国又は全ての締約国に適用する税率の中で 最高税率を選択可能（第2・6条6）

Ⅱ - 4 RCEP原産国

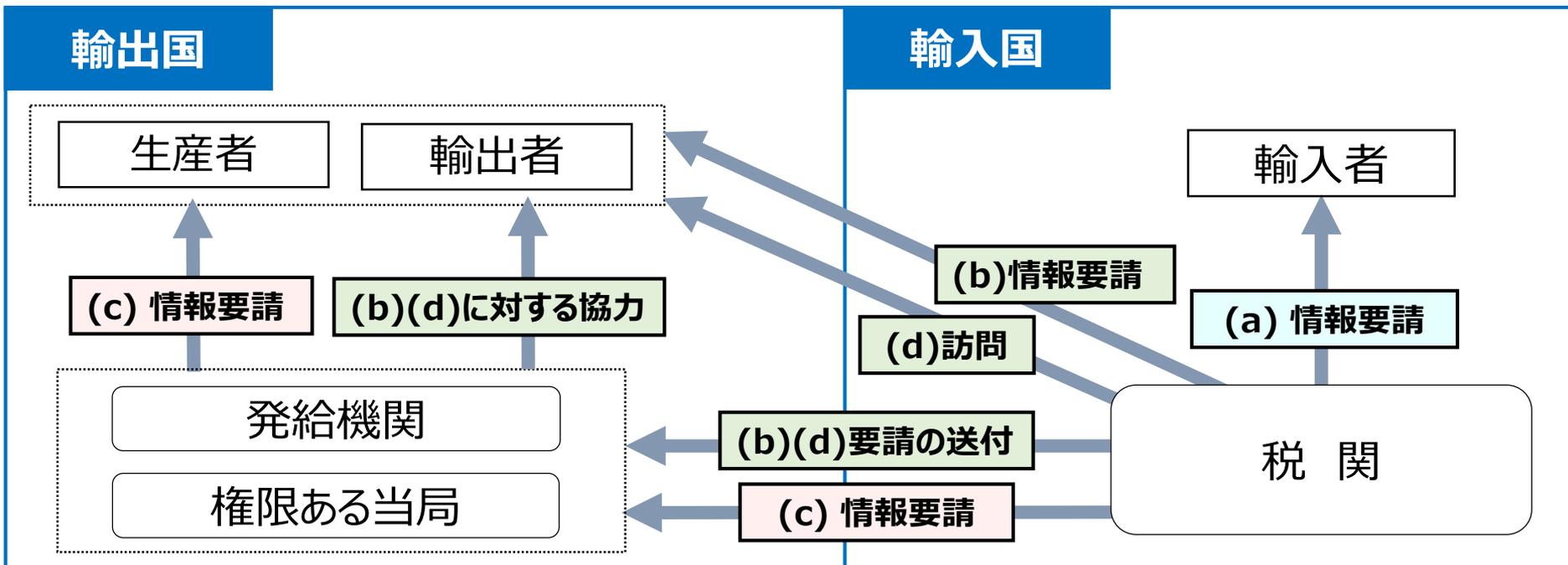
「RCEP原産国」は原産地証明書等の必要的記載事項となっています。

- 「RCEP原産国」は原産地証明書等の必要的記載事項であり、税率差が発生しない商品であってもRCEP原産国を記載することになります。
- 輸入する商品が税率差発生品目に該当する場合、原産地証明書等の RCEP Country of Origin欄に記載された国に対する税率を適用することになります（※）。
 - (※) 当該記載に関わらず、輸入者は原産材料を提供した締約国又は全ての締約国の中で最高税率を選択することが可能です（第2・6条6）。
- RCEP原産国の原産地証明書等への記載
 - 第三者証明制度（原産地証明書）、認定輸出者自己証明制度、輸出者・生産者による自己申告制度を利用する場合
 - 輸出締約国側で発給又は作成される原産地証明書等上にRCEP原産国の記載があります。
 - 輸入者自己申告制度を利用する場合
 - 輸入者が自らRCEP原産国を判断し、原産品申告書にRCEP原産国を記載する必要があります。
 - ※ RCEP原産国を確認するための資料が輸出者から入手できない場合は、他の証明制度の利用もご検討ください。
- 多くの場合、原産品の資格を取得した国と「RCEP原産国」は同一となりますが、商品によっては、RCEP協定第3章により協定上のベトナム原産品と認められる商品の「RCEP原産国」が中国となるようなケースもあります。この場合も、商品がベトナム原産品であることに変わりはありません。

Ⅱ-5 事後確認

～ RCEP協定の事後確認 ～

- RCEP協定においては、輸入締約国の権限ある当局は、第3・24条に規定する以下の方法により、輸入された産品が原産品であるか否かを確認することが認められています。
 - (a) 輸入者に対して追加の情報について書面により要請する方法
 - (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請する方法
 - (d) 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設を確認のために訪問する方法
 - (e) その他締約国が合意する方法
- 輸入者による自己申告の場合、上記手段のうち(a)のみ実施可能。それ以外の制度においては、第三者証明制度であっても自己申告制度であっても手段は同じです。実施順については、(d)の訪問による確認は(c)の実施後にのみ実施するとされている以外、特段の規定はありません。



Ⅱ-5 事後確認

～ 日本税関が行うRCEP協定の事後確認 ～

目的

経済連携協定を利用して特惠税率を適用するためには、輸入する貨物が相手国の原産品である必要があります。「事後確認」とは、特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいい、輸入申告された貨物が原産品であることを事後的に確認することによって、特惠関税制度の適正利用の確保を目的としています。

方法

輸入者に対する事後確認

書面での情報提供要請 又は 輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査（事後調査）により実施され、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

輸出国に対する事後確認

輸入者に対する事後確認で貨物が原産品であることを確認できない場合には、日本税関から輸出国に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがあります。なお、RCEP協定において輸入者自己申告に基づき特惠税率を適用した場合、協定上、輸入国税関は輸出国に対する事後確認を実施することができません。

結果

事後確認の結果、貨物が原産品であることを確認できない場合には、特惠税率の適用が否認されます。また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

目次

I. RCEP協定の現状

- 1 RCEP協定発効後の各締約国の状況
- 2 RCEP協定の日本における利用状況

II. RCEP協定の利用でご留意いただきたい点

- 1 よくある申告誤り
- 2 不備のある原産地証明書等の取扱い
- 3 原産地証明書上の原産性の基準
- 4 RCEP原産国
- 5 事後確認

III. 各種制度の紹介

- 1 輸入者自己申告制度の利用方法
- 2 原産地に係る事前教示制度
- 3 RCEP締約国の事前教示制度

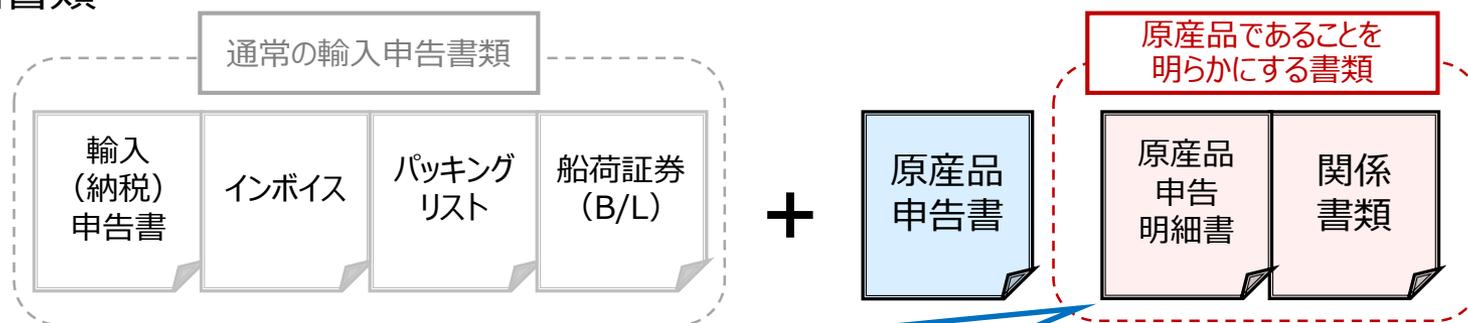
IV. その他

Ⅲ-1 輸入者自己申告制度の利用方法

～ RCEPにおける輸入者による自己申告制度 ～

- 日本への輸入のみ、「輸入者による自己申告制度」の利用が可能です。
 - 日本以外の締約国においては、協定が全ての署名国において発効した後、導入を検討することとなっています。
- 輸入者は、産品が原産品であること及びRCEP原産国の認定（※）に関する十分な情報を有している場合、原産品申告書を作成することができます。
(※) 第2.6条6を選択する場合を除く。

➤ 提出書類



事前教示を取得している場合、又はインボイス等の書類で完全生産品であることが確認できる産品の場合は、「原産品であることを明らかにする書類」の提出は省略可能です。

～ 輸入者による自己申告制度の利点 ～

- ✓ 輸出国からの原産地証明書等の到着を待つ必要がありません。
- ✓ 輸出者に証明書の作成や取得を依頼する必要がありません。
- ✓ 産品のHSコードや貨物の原産性基準など、輸入者が自ら確認した内容をそのまま原産品申告書に記載することができます。
 - 生産者と親子会社関係にあるなど、生産に関する情報を入手しやすい環境にある場合に特に便利です。

Ⅲ-1 輸入者自己申告制度の利用方法

～ 輸入者による自己申告制度の留意点 ～

- 輸入者は、産品が原産品であることの証明及びRCEP原産国の認定（※）に関する十分な情報を有している場合に限り、原産品申告書を作成することができます。

⇒ 以下のような場合、輸入者による自己申告制度は利用できません。

- 輸出者から産品の生産に関する情報を入手できず、産品が品目別規則を満たすかが不明。
- 付録の100品目に該当する産品であるが、輸出者が価額情報を開示せず、RCEP原産国決定に必要な輸出締約国において付加された価値を計算できない。（※）

（※）第2.6条6を選択する場合を除く。



- 輸入者は、産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録（「RCEP原産国」の確認のための関係書類を含む）を保管する必要があります。
- 輸入者による自己申告制度を利用した場合、日本税関による事後確認は、**輸入者に対する追加情報の要請のみ**が実施されます。したがって、事後確認において輸入者が十分な情報を提供できず、原産品であることを確認できない場合は、輸出国への情報提供要請を行うことなく、特惠税率適用が否認されます。



事前教示制度をご活用ください。 →次ページ

輸入予定の貨物が原産地規則を満たすかを事前に知ることができ、輸入申告時の原産品申告明細書・関係書類の提出を省略することができます。

Ⅲ-2 原産地に係る事前教示制度



- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、RCEP協定税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、適用される税率が事前に分かることから、輸入にかかる費用等の計画を立てやすくなります。
- RCEP協定第2・6条に規定する「RCEP原産国」についても事前教示回答の対象となります（希望制）。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※ 口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）
の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

Ⅲ-2 原産地に係る事前教示制度

- 原産地に係る事前教示制度について、税関HPでご案内しています。
- 利用方法や、実際の回答が掲載されており、制度に関する詳細な情報を知ることができます。

税関HP 事前教示回答事例へのアクセス方法

原産地規則ポータルから「事前教示」のページへアクセスし、「事前教示回答（原産地）」をクリック



検索画面から協定名やHSコードで検索。

The screenshot shows the Japan Customs website interface. On the left, there is a navigation menu with '事前教示回答 (原産地)' selected. The main content area shows a search page for '事前教示回答事例 (原産地関係)'. A search box contains 'RCEP'. Below the search box, there are radio buttons for '全項目' (All items), '登録番号' (Registration number), '税番' (Tax code), and '一般的名品' (General name). The '全項目' option is selected. A table on the right displays the search results for the 'RCEP' case.

事前教示回答事例 (原産地関係) 詳細	
登録番号	1211616
税関	名古屋
交付年月日	20220117
一般的名品	炭物
税番	6403.99-
回答	RCEP協定上の中国原産品と認められる (RCEP原産国は中国)。
特惠種別	RCEP協定
原料	原材料：①パテントラミネートドレザー (第41.14項)、②ライニング生地 (第59.03項)、③プラスチック製シート (第39.20項)、④不織布 (第56.03項)、⑤板紙 (第48.05項)、⑥ゴム製シート (第40.02項)、⑦PVC (第39.04項)、⑧接着剤 (第35.06項)、⑨継糸 (第54.01項) 製造工程：中国国内の自社工場において、上記材料を使用し、裁断、縫製作業等を経て本品を製造する。
認定理由	上記原材料は全て非原産材料として扱う。非原産材料を使用して中国において生産される関税率表第64.03項に分類される産品が、RCEP協定 (以下「協定」という。) 上の中国原産品と認められるためには、協定附属書3 Aに規定する当該産品の関税分類番号に係る品目別規則及びその他関係する協定の規定を満たさなければならない。本品に使用される非原産材料は、上記品目別規則のうち「CTH」を満たすことから、本品は協定上の中国原産品と認められる。協定附属書の日本国の表の付録に掲げる原産品のRCEP原産国は、協定第2・6条3の規定により同付録に定める追加的な要件を満たす場合は輸出締約国となり、これにより決定されない場合には、協定第2・6条4により原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国となる。照会者から提出された情報によると、本品は、関税分類番号が6403.99-015であることから同付録に掲げる原産品であり、かつ輸出締約国である中国は、上記の追加的な要件である「原産品の価額の総額の20パーセント以上が当該原産品の生産において付加された締約国である」を満たす。よって、本品のRCEP原産国は中国と認められる。なお、当該関税分類番号は本事前教示回答日において有効な日本国の輸入統計品目に基づく。以上のことから、本品はRCEP協定上の中国原産品と認められ、本品のRCEP原産国は中国と認められる。協定に基づく本品に対する税率の適用に当たっては、協定、関税法施行令第61条等法令に規定されるその他全ての要件を満たすことを条件とする。
法令	RCEP協定第2・6条3、第3・2条(c)、附属書1付録、附属書3 A品目別規則
その他	

事前教示回答事例の概要等を確認することができます。

Ⅲ-2 原産地に係る事前教示制度

➤ RCEP協定に係る事前教示 回答例 (価額情報はHPに掲載されません。この例の価額は架空のものです。)

品名	履物 (第64.03項)
原材料	①革 (パテントラミネーテッドレザー、第41.14項)、 ②プラスチック製シート (第39.20項)、③縫糸 (第54.01項) (ほか省略)
製造工程	中国国内の自社工場において上記原材料を使用し、裁断、縫製作業等を経て製造
品目別規則	CTH 又はRVC40
回答	RCEP協定上の中国原産品と認められる (RCEP原産国は中国)。

協定上の原産地



中国国内で原産資格を取得
→中国原産品と認められる

RCEP原産国

履物: 関税分類番号6403.99-015 (**100品目に該当**)
 輸出締約国である最終仕出国 (中国) で20%以上の価値が付加されているかを確認

【価額内訳】

履物	15.0 \$ (FOB)
非原産材料価額	計 8.0 \$
①革	5.5 \$
②プラスチック製シート	1.5 \$
③縫糸	1.0 \$
原産材料価額	不明

【輸出締約国での付加価値の計算】

$$\frac{\text{FOB価額 (15 \$)} - \text{非原産材料 (8 \$)}}{\text{FOB価額 (15 \$)}} \times 100 = 46.7\%$$

20%以上の価値
(46.7%) が中国で付加

中国国内で20%以上価値が付加
→RCEP原産国は中国

Ⅲ-2 原産地に係る事前教示制度



事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、下記までお気軽にお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 首席原産地調査官 清水税関支署 原産地調査官	052-654-4205 054-352-6114	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

Ⅲ-3 RCEP締約国の事前教示制度

事前教示制度の整備はRCEP協定上の義務となっています。

一部の締約国では、海外の輸出者からの事前教示の申請も受け付けています。

※ ただし、ラオス・ミャンマーにおいては、RCEP協定に規定される事前教示の一部について、協定の発効後、制度の導入に一定の猶予期間が認められています。

【参考情報】中国・韓国の事前教示制度

	対象分野	掲載ページURL
中国	①分類 ②原産地 ③評価	(事前教示申請) http://online.customs.gov.cn/search/main?keyword=%25E9%25A2%2584%25E8%25A3%2581%25E5%25AE%259A&customsCode=0000&domaincode= (事前教示検索) http://www.customs.gov.cn/customs/302427/302442/3495580/index.html
韓国	①分類 ②原産地 ③評価	①分類 https://www.customs.go.kr/cvnci/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=3217&cntntsId=948 ②原産地 https://www.customs.go.kr/ftaportalkor/main.do ③評価 https://www.customs.go.kr/cvnci/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=3212&cntntsId=946

目次

I. RCEP協定の現状

- 1 RCEP協定発効後の各締約国の状況
- 2 RCEP協定の日本における利用状況

II. RCEP協定の利用でご留意いただきたい点

- 1 よくある申告誤り
- 2 不備のある原産地証明書等の取扱い
- 3 原産地証明書上の原産性の基準
- 4 RCEP原産国
- 5 事後確認

III. 各種制度の紹介

- 1 輸入者自己申告制度の利用方法
- 2 原産地に係る事前教示制度
- 3 RCEP締約国の事前教示制度

IV. その他

IV 税関HP RCEP協定等、EPA関連情報

➤ 税関HPで、EPAに関する情報を随時更新しています。

アクセス方法



税関HPトップページ
「EPA/原産地規則について
知りたい」クリック



EPA/原産地規則について知りたい

経済連携協定 (EPA/FTA等)

30ページへ

ステージング表

相手国譲許表

原産地ポータル

31ページへ

原産地規則とは

使いたいEPA・GSP等について調べる

協定・法令等

原産地証明手続

事前教示

事後確認

品目別規則原産地規則の検索

輸出相談

パンフレット・お知らせ

× 閉じる

輸出入の手続き
を調べたい

品目分類
について調べたい

EPA/原産地規則
について知りたい

関税評価
を調べたい

税関手続FAQ

ご質問に
チャットボットで
お答えします

IV 税関HP RCEP協定等、EPA関連情報

経済連携協定（EPA/FTA等）のページ
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm

税関 Japan Customs

現在位置: ホーム > 経済連携協定 (EPA/FTA) 等 (関税・税関関係)

経済連携協定 (EPA/FTA) 等 (関税・税関関係)

お知らせ

- HS2022にかかる各種資料を更新いたしました。
- 韓国に対するRCEP協定の発効について
- マレーシアによるRCEP協定の発効について
- RCEP協定の発効について
- RCEP協定に関する資料を掲載しました。(税率差マニュアル等)
- ペルー共和国におけるTPP11協定の発効日等について
- 日EU・EPAを利用した日本からEUへの輸出に関するお知らせ。(関税庁法人番号公表サイトへの英語表記登録)

各協定の概要、条文等

- 我が国が締結したEPA等の概要、条文等

各協定の概要、条文等の「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に関する資料(2022年1月1日発効)」をクリック

税関 Japan Customs

現在位置: ホーム > 経済連携協定 (EPA/FTA) (関税・税関関係) > 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に関する資料(2022年1月1日発効)

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に関する資料(2022年1月1日発効)

- RCEP協定に関するお知らせ
 - 韓国に対するRCEP協定の発効について
 - マレーシアによるRCEP協定の発効について
 - RCEPの発効について
- RCEP協定交渉の概要・経緯
 - RCEP交渉の概要[PDF:35KB]
 - RCEP交渉の経緯【外務省】
 - 協定本文等その他参考資料
- RCEP協定業務説明会資料
 - 2021年6月開催業務説明会
 - 2021年8月開催Q&A解説
 - 2021年12月開催業務説明会
 - 2022年4月開催フォローアップセミナー (説明会資料)
- RCEP協定のステージング表・マニュアル等
 - RCEP協定のステージング表
 - RCEP税率差マニュアル
 - RCEP協定第2.6条 (関税率の差異) 3の規定に関する付録 (100品目) 一覧表 [PDF:84KB] / [CSV:56KB]
 - RCEP協定の税率適用に係るNACCSへの原産地証明書識別コード等の入力方法[PDF:910KB]
- その他各種情報・問い合わせ先・FAQ
 - RCEPについてご不明点、お困りのことがある方へ (各種情報・お問い合わせ先)
 - RCEP協定発効後FAQ (2022年1月) [PDF:754KB] NEW
 - RCEP協定原産地規則について (原産地規則ポータル)

【RCEP協定のページ】
協定に関するお知らせ
ステージング表
税率差マニュアルなど
RCEP協定の関税譲許等に関する情報が集約されています。

IV 税関HP RCEP協定等、EPA関連情報

原産地規則ポータル <https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

使いたいEPA・GSP等について調べる
「アジア・太平洋地域」から
「RCEP協定」を選択

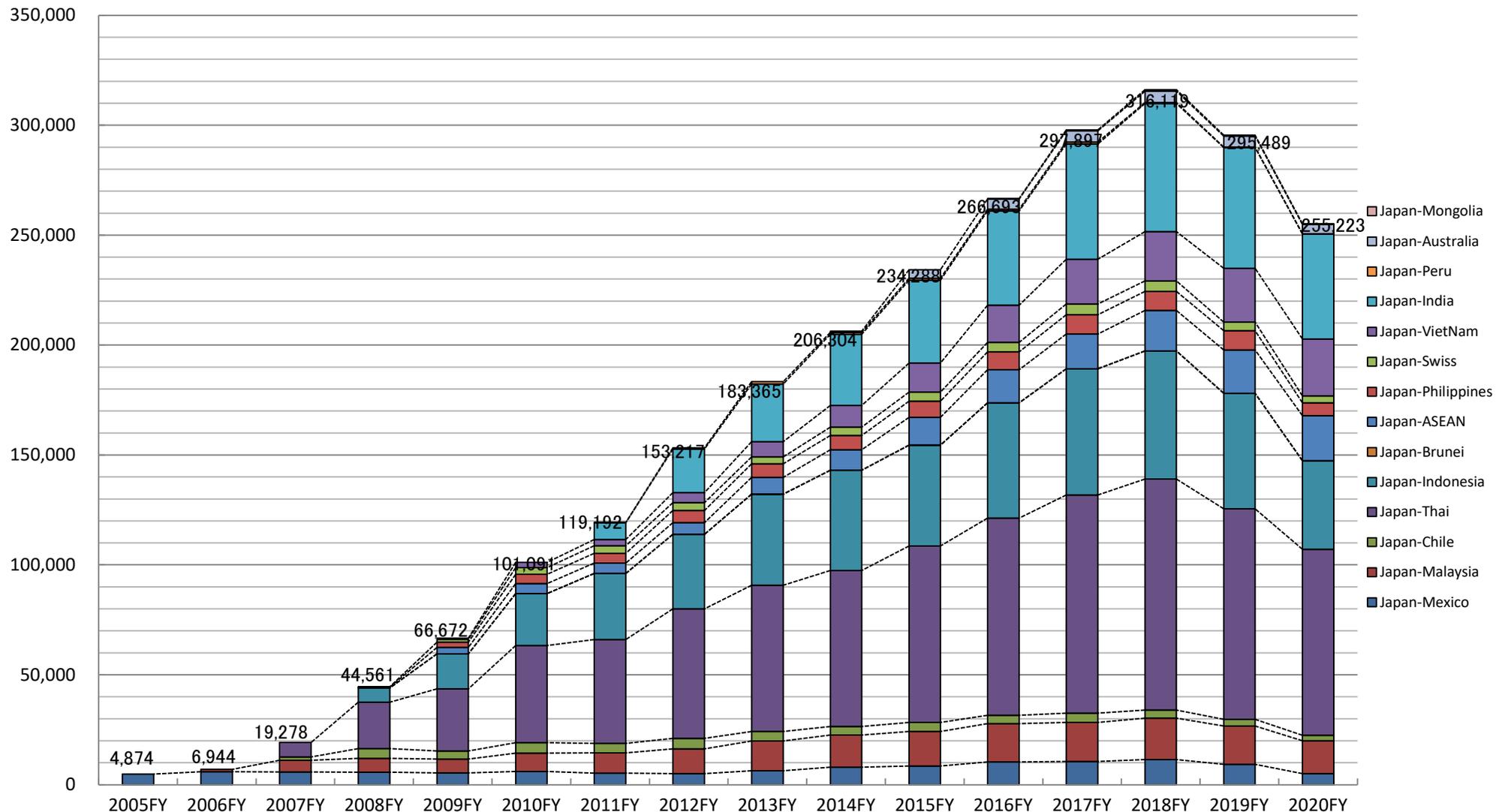
【RCEP協定のページ】
自己申告制度様式見本
最近増えている問合せなど
RCEP協定の原産地規則
に関する情報が
集約されています。

EPA・FTAの推進と活用

2022年4月
経済産業省

日本の特定原産地証明書の発給件数

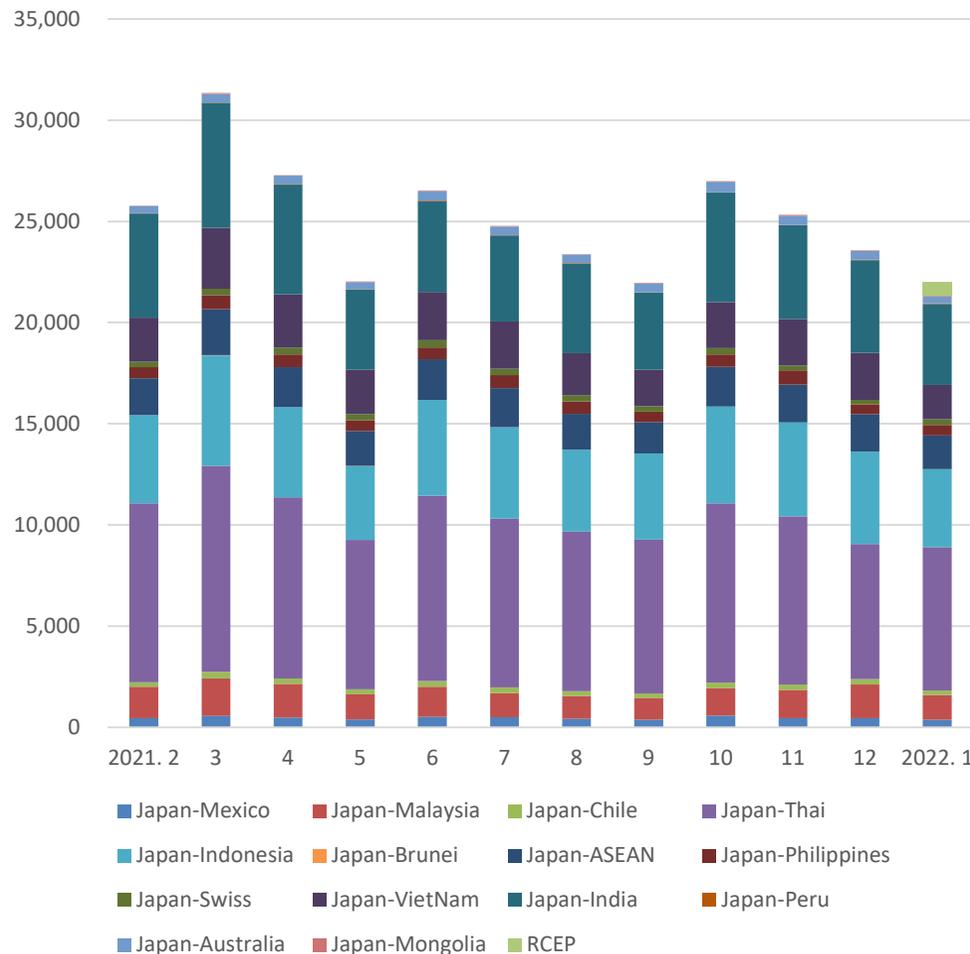
- 直近5年間は、**特定原産地証明書の発給件数**は約25万～32万件で推移。



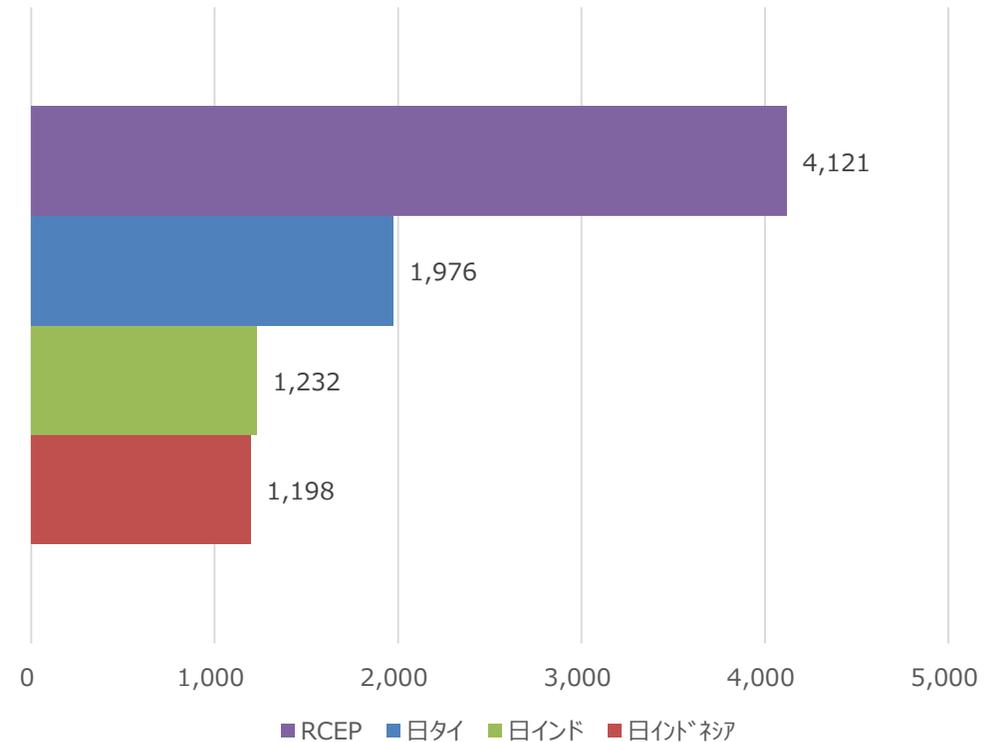
RCEPの利用状況

- **発効後2ヶ月間**におけるRCEPの原産地証明書発給件数を他の利用されているEPAと比較すると、RCEPは**過去最多**。

原産地証明書の発給件数



主なEPAにおける発効後2ヶ月間の原産地証明書の発給件数



RCEP協定への期待と活用事例（報道ベース）

中国向け輸出

- エレベータの重要部品である、制御盤や巻上機に係る3~5%の関税が撤廃等されれば、コストが低下により、エレベーターの販売価格を下げる事が可能になる。売上げの増加を期待。 出典：NHK
- RCEPの発効後、日本原産のフッ素化学製品の調達時に受ける関税減免額は、控えめに見積もっても年間500万元（約9,000万円）を超える。今年の輸入規模は前年を10%上回る見込み。 出典：AFPBB
- 上海市の完成車メーカーは、日本からトランスミッションコントローラーを輸入する。同製品の関税率は、RCEP協定に基づき7.0%から6.6%に低下。同社は同製品を日本から現在、毎週約300万元（約5,400万円）輸入しており、年間で約70万元の減税効果があると試算。 出典：JETRO
- 中国の鉄鋼メーカーは日本から輸入している熱間圧延非合金鋼コイルも関税譲許の適用を受けている。「日本から熱間圧延非合金鋼コイルを毎月輸入しているが、RCEP発効によって、今年は145万元以上の減税が見込まれ、輸入規模はさらに拡大するだろう」と語った。 出典：新華社ニュース

韓国向け輸出

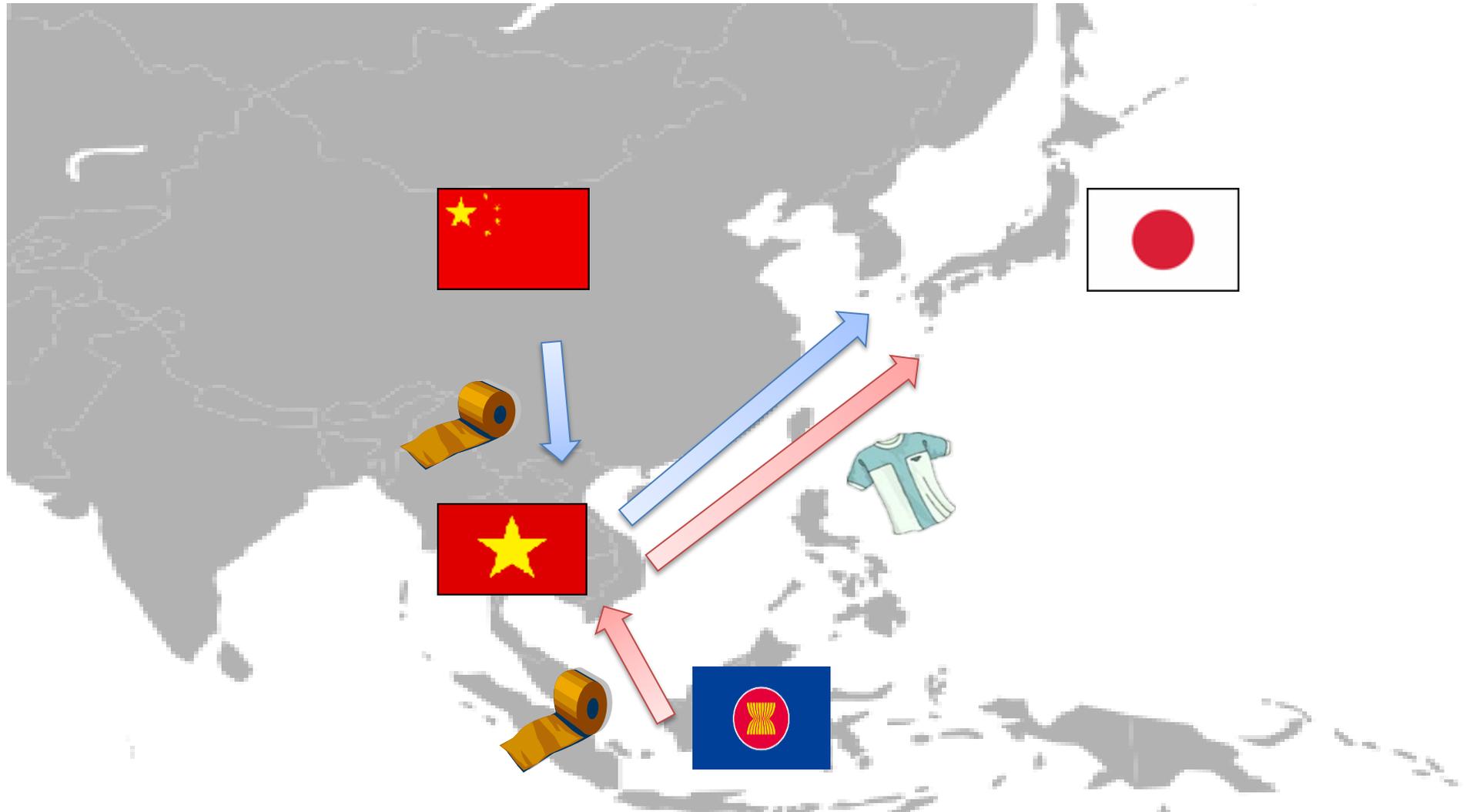
- 手がけている韓国向け自動車のマフラーなど排気系の部品にかかる8%の関税は段階的に撤廃。これを、コスト競争力に資する大きな一歩、販売拡大の可能性が大きくなると期待しており、EV関連などの取引を増やすチャンスにしたいと考えている。 出典：NHK

日本以外の国からの輸出

- 中国東北地域で初めて「認定輸出者」に認定された大連市内の日系企業の100%子会社は、精密ベアリングの製造/販売を行っており、日本を中心に韓国、ベトナム、タイ、インドネシアなどに販売。原材料は主に中国国内調達。 出典：JETRO

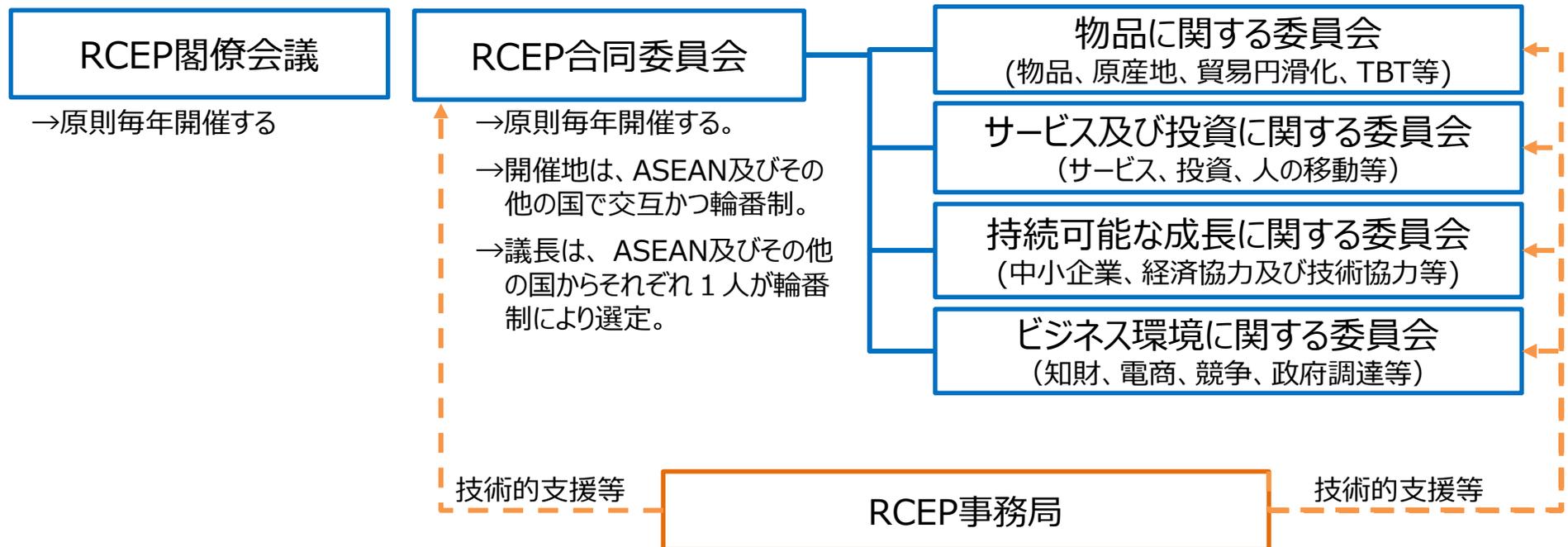
繊維のサプライチェーン(一考察)

-  ASEAN (インドネシア) → ベトナム → 日本 (AJCEP)
-  中国 → ベトナム → 日本 (RCEP)



RCEP協定の発効後の運用体制

- 協定の円滑な運用に向けて、① **RCEP閣僚会議**を原則毎年開催すること、② **RCEP合同委員会**及び**補助機関**（各委員会）を設置すること、③ **RCEP事務局**を設置すること、等を規定。
- RCEPへの新規加入は、協定発効から18か月を経過して以降（インドは協定発効後即時に可）。
- 協定の**一般的見直し**は5年ごと。



参考①：RCEPに関する参考資料

- ジェトロHPに、「**RCEP協定解説書**」を掲載。経産省HPからもリンクあり。
- 「RCEP協定解説書」では、RCEP協定**税率の調べ方**、同協定を使って輸出入を行う際に必要な**原産地規則の読み方**や**基本ルール**などを解説。



地域的な包括的経済連携(RCEP)協定

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、2012年11月に交渉を開始し、2020年11月15日に署名されました。その後、2021年11月2日に協定の発効要件が満たされ、寄託を終えた日本、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国について、2022年1月1日に発効します。また、2021年12月3日に韓国も寄託を終え、2022年2月1日効することになります。

このページではRCEP関連情報を掲載致します。

RCEPの概要や内容が分かる資料

【概要資料】

[RCEPの概要\(外務省\)](#)

【参考資料】

[RCEP協定解説書-RCEP協定の特恵関税活用について- \(JETRO\)](#)

[世界は今-JETRO Global Eye「動き出した巨大経済圏！-RCEP協定の目玉とは-」 \(JETRO\)](#)



○RCEPの歴史や期待など（METI Journal）

<https://meti-journal.jp/?s=RCEP>

【Vol. 1】巨大経済圏誕生の裏に「ASEANプラス」の流れあり ～日本が果たしてきた役割～

【Vol. 2】世界最大級の経済連携 その意義とビジネスチャンス ～地域大のルール、自由化、円滑化～

【Vol. 3】アジアのサプライチェーンはさらに進化する

～デンソーインターナショナルアジア（タイ）副社長が語る協定の意義～

【Vol. 4】関税の撤廃 中小企業の海外市場開拓の追い風に ～それぞれのビジネス戦略の裏にある「期待」～

【Vol. 5】交渉妥結の裏にアジアシフトの30年 通商政策を振り返る

～【師弟対談】伊藤元重東大名誉教授vs田村英康経済連携交渉官～

【Vol. 6】国際秩序はどう変わる 協定の地政学的意義とは

～政策研究大学院大学 田中明彦学長が語る「日本の役割」～

【Vol. 7】変わる国際秩序 キーワードは「フェア」～神奈川大学 大庭三枝教授が語る今後の通商政策～

【Vol. 8】交渉会合議長 イマン・パンバギョ氏が語る「産みの苦心」～日本とともに歩んだ8年～

【Vol. 9】アジア経済統合15年史 そして未来へ ～田中繁広経済産業審議官が語る～

○輸出時の原産地申告の準備等の実務に関するお問い合わせ

➤ JETRO EPA・海外展開相談窓口

本部（東京） TEL：03-3582-4943 大阪本部 TEL：06-4705-8606

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

または最寄りのJETRO